

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 19 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 2 月 16 日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第 2005 号

(2) 業務名

令和 8 年度静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内 ほか 1 か所

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃液等の収集運搬及び処理

(5) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(4) 搬出地及び搬入地の都道府県知事又は保健所を設置する市長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する特別管

理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。

- (5) 処分地の都道府県知事又は保健所を設置する市長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項に規定する産業廃棄物処分業の許可及び同法第 14 条の 4 第 6 項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であること。
- (6) (4)のみを有する場合は、(5)の許可を有する業者に処分業務を委託できる者であること。
- (7) (4)、(5)について、優良産業廃棄物処理業者の認定を受けていること。
- (8) 令和 2 年 4 月 1 日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等から排出される廃液等の収集運搬及び処理を 1 年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和 8 年 2 月 26 日 (木) まで (ただし、2 月 25 日 (水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 配布方法

- ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
- イ Word や Excel データを希望する場合は、上記 2 の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和 8 年 2 月 26 日 (木) まで (ただし、2 月 25 日 (水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ウ 産業廃棄物処分業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し
- エ 上記 4 (8) の実績が確認できる書類 (契約書の写し等)
- オ 返信先を明記した長形 3 号封筒 (簡易書留郵便料金を含む切手 460 円分貼付のこと)

(3) 提出場所

上記 2 に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午後 2 時 30 分

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田 52 番 1 号
静岡県立大学一般教育棟 2 階 2218 演習室
なお、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号 054-264-5105）とする。
- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入 札 説 明 書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担 当 部 署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 施第2005号
- (2) 業 務 名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内 ほか1か所
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパス等から排出される廃液等の収集運搬及び処理

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (4) 搬出地及び搬入地の都道府県知事又は保健所を設置する市長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び同法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。
- (5) 処分地の都道府県知事又は保健所を設置する市長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可及び同法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であること。
- (6) (4)のみを有する場合は、(5)の許可を有する業者に処分業務を委託できる者であること。

- (7) (4)、(5)について、優良産業廃棄物処理業者の認定を受けていること。
- (8) 令和2年4月1日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等から排出される廃液等の収集運搬及び処理を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

6 入札参加資格確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月2日（月）までに郵送する。

- (3) 申請書は、別記様式第1号により作成すること。

- (4) 資料は次によるものとする。

ア 産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

イ 産業廃棄物処分業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

ウ 上記5(8)の実績が確認できる書類（契約書の写し等）

- (5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月9日（月）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに郵送し、説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (4) (2)の書面の提出先は上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書等の配布

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の配布を次のとおり行う。

- (1) 配布期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

- (2) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

月ごとの12回の分割払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読の上、入札心得を遵守すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田地内 ほか1か所

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2005号
- 2 件 名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田地内 ほか1か所

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
見積金額									

(税抜)

年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

別紙 1

廃液等処理費単価表

	分 類	単 価	予定数量
廃液等 処理費	ジクロロメタン類	円/リットル	5,600 L
	テトラクロロエチレン類	円/リットル	5 L
	ベンゼン	円/リットル	10 L
	1,4-ジオキサン類	円/リットル	5 L
	塩素系有機廃液	円/リットル	200 L
	窒素系有機廃液	円/リットル	2,400 L
	可燃性有機廃液	円/リットル	9,000 L
	難燃性有機廃液	円/リットル	3,400 L
	無 機 廃 液	円/リットル	1,500 L
	有害固形廃棄物	円/kg	3,000kg

別紙2

廃液等収集・運搬費支払内訳表

回数	金額
1回目	円
2回目	円
3回目	円
4回目	円
5回目	円
6回目	円
7回目	円
8回目	円
9回目	円
10回目	円
11回目	円
12回目	円
合計金額	円

委 任 状

代理人の印

下記業務につき

を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2005号

2 件 名

令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務

3 場 所

静岡市駿河区谷田地内 ほか1か所

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(案)

静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務委託契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学草薙キャンパス
静岡市葵区北安東四丁目27番1号 静岡県立総合病院内 薬学教育・研究センター
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり

(注意義務)

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(申出義務)

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費及び支払方法)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
廃液等収集・運搬費総額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）に、各回の廃液等の量に別表1の「廃液等処理費単価表」に基づく廃液等処理単価を乗じて算出した金額に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 各回の廃液等収集・運搬費支払いは、別表2の「廃液等収集・運搬費支払内訳表」に基づく金額とする。

4 甲は、乙から毎月の委託業務終了後に提出される適法な請求書を基に、業務終了月の翌月末日に乙に対し金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

(契約の変更)

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（許可証の提出）

第9条 乙は、この契約の締結後直ちに、委託業務における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類別に、運搬先、処分場所、処分方法及び処分能力につき、委託業務を行う当該地域の管轄官庁の許可の写しとともに、文書で甲に提出するものとする。後日、運搬先等に変更が生じたとき及び許可事項を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された報告につき、不十分な箇所があると認められた場合は、更に書類の提出等、必要と思われる指示を行うことができることとし、不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第10条 乙は、委託業務完了後、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は、自らその状況を調査することができる。

3 乙は、産業廃棄物管理票及び特別管理産業廃棄物管理票を、収集・運搬については、それぞれの運

搬区間に応じたマニフェストB 2、B 4、B 6 票を、処分についてはマニフェストD票を処理後速やかに提出すること。電子マニフェストによる場合は、伝票の提出に代え、それぞれ運搬終了報告及び処分終了報告を速やかに入力し、報告すること。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び甲の事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(解除後の委託業務の処理)

第13条 第7条の規定によりこの契約の解除をした場合、未処理の産業廃棄物がある場合は、甲、乙、双方の責任においてその処理を行うものとする。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(積替保管)

第15条 乙が、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う場合には、法令に基づき、かつ、第1条で定める契約期間に確実に収集・運搬できる範囲で行うことができる。この場合、乙は、甲に対して、搬入する産業廃棄物の種類及び積替保管施設の所在地等を文書で提出しなければならない。

(情報の提供)

第16条 甲は、委託業務における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る性状、荷姿、取扱い上の注意事項及びその他適正な処理のために必要な情報を、又、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質が含まれる場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれている当該物質の名称及び割合を、乙に文書等で通知しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

(別表 1)

廃液等処理費単価表

分 類	単 価	予定数量	
廃液等 処理費	ジクロロメタン類	円/リットル	5,600 L
	テトラクロロエチレン類	円/リットル	5 L
	ベンゼン	円/リットル	10 L
	1,4-ジオキサン類	円/リットル	5 L
	塩素系有機廃液	円/リットル	200 L
	窒素系有機廃液	円/リットル	2,400 L
	可燃性有機廃液	円/リットル	9,000 L
	難燃性有機廃液	円/リットル	3,400 L
	無 機 廃 液	円/リットル	1,500 L
	有害固形廃棄物	円/kg	3,000kg

(別表 2)

廃液等収集・運搬費支払内訳表

回数	金額
1回目	円
2回目	円
3回目	円
4回目	円
5回目	円
6回目	円
7回目	円
8回目	円
9回目	円
10回目	円
11回目	円
12回目	円
合計金額	円

静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務仕様書

1 この仕様書は、静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃液等の処理業務について適用するものとする。

2 廃液等の種類

- (1) ジクロロメタン類
- (2) テトラクロロエチレン類
- (3) ベンゼン
- (4) 1,4-ジオキサン類
- (5) 塩素系有機廃液
- (6) 窒素系有機廃液
- (7) 可燃性有機廃液
- (8) 難燃性有機廃液
- (9) 無機廃液
- (10) 有害固形廃棄物

3 業務内容

(1) 廃液等収集・運搬業務

受託者は、静岡市駿河区谷田52番1号（静岡県立大学草薙キャンパス）及び静岡市北安東四丁目27番1号（静岡県立総合病院内薬学教育・研究センター）で排出される廃液等を収集し、厳重な管理のもと責任を持って所有する処理施設内に運搬するものとする。

(2) 廃液等処理

受託者は、所有する処理施設内において、運搬された廃液等を次の方法により責任を持って処理するものとする。

ア	ジクロロメタン類	焼却
イ	テトラクロロエチレン類	焼却
ウ	ベンゼン	焼却
エ	1,4-ジオキサン類	焼却
オ	塩素系有機廃液	焼却
カ	窒素系有機廃液	焼却、油水分離
キ	可燃性有機廃液	焼却、油水分離
ク	難燃性有機廃液	焼却、油水分離
ケ	無機廃液	凝集沈殿、シアン分解、焼却
		酸化・還元、中和、ろ過 いずれかによる
コ	有害固形廃棄物	焼却

4 報告書の提出

受託者は毎月の業務終了後、別紙1を、委託業務完了後、契約書第10条第1項に規定する委託業務完了報告書である別紙2をそれぞれ委託者に提出すること。

5 業務回数等

業務回数は静岡県立大学草薙キャンパスについては年12回とし、他の排出場所については年1回とし、日時等については委託者の指示に従うものとする。

また、20L廃液容器及び40Lプラスチック有害固形物用容器については受託者が委託者の指示に従い用意するものとする。ただし、不足分は委託者が購入して提供する。

6 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

7 最終処分の場所、方法及び処理能力

最終処分場の名称・所在地	許可番号	処分方法	施設処分能力

(別紙1)

廃液等処理業務報告書(第 回)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住所

受託者 名称

氏名

廃液等処理業務(第 回目)を終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 収集・運搬年月日 令和 年 月 日
- 2 処理年月日 令和 年 月 日
- 3 処理施設名称
所在地
- 4 処理内容

品名	処理量	主な処理品目	備考
ジクロロメタン類	リットル		
テトラクロロエチレン類	リットル		
ベンゼン	リットル		
1,4-ジオキサン類	リットル		
塩素系有機廃液	リットル		
窒素系有機廃液	リットル		
可燃性有機廃液	リットル		
難燃性有機廃液	リットル		
無機廃液	リットル		
有害固形廃棄物	kg		

(別紙2)

廃液等処理業務完了報告書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

受託者 名称
氏名

廃液等処理業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務名
- 2 契約年月日
- 3 業務期間
- 4 完了年月日
- 5 年間処理量

品名	処理量	主な処理品目	備考
ジクロロメタン類	リットル		
テトラクロロエチレン類	リットル		
ベンゼン	リットル		
1,4-ジオキサン類	リットル		
塩素系有機廃液	リットル		
窒素系有機廃液	リットル		
可燃性有機廃液	リットル		
難燃性有機廃液	リットル		
無機廃液	リットル		
有害固形廃棄物	kg		

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス廃液等処理業務 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内 ほか1か所

静岡県立大学法人

概要

静岡県立大学草薙キャンパス等から排出される廃液等の処理業務を行う。

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
	明 細 内 訳						
1	廃液等収集・運搬費						
	収集・運搬費		12	回/年			
	小計						
2	廃液等処理費						
(1)	ジクロロメタン類						
	処理費		5,600	(概算) L			
(2)	テトラクロロエチレン類						
	処理費		5	(概算) L			

静岡県公立大学法人

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
(3)	ベンゼン						
	処理費		10	(概算) L			
(4)	1,4-ジオキサン						
	処理費		5	(概算) L			
(5)	塩素系有機廃液						
	処理費		200	(概算) L			
(6)	窒素系有機廃液						
	処理費		2,400	(概算) L			

